

地域計画の変更内容について（R8.3月公告見込み分）

No	計画名	対象地区	新規追加				耕作者 変更	担い手の 名称 変更※	農家 区分 変更	削除	面積(ha)	
			補助 事業	認定 農業者	認定 新規 就農者	中間 管理					増	減
01	吾田①地区	上隈谷、中隈谷、下隈谷						○				
02	東郷①地区	殿所	○					○			0.2	
03	東郷②地区	松永、甲東、乙東、益安					○	○				
04	東郷③地区	平山、風田					○					
05	北郷①地区	内之田					○		○			
06	北郷②地区	倉迫					○	○				
07	北郷③地区	下大藤、上大藤					○	○				
08	北郷④地区	立野、新町、蓑崎、伊十川、 中央、太夫					○	○				
09	北郷⑤地区	常明寺、一ノ瀬、宮鶴、年見、 猪八重						○				
10	北郷⑥地区	坂元、昼野、平佐、黒山、小松					○	○				
11	北郷⑦地区	宿野、谷合、曾和田、黒荷田、 田代、山仮屋		○					○			
12	北郷⑧地区	大戸野	変更なし									
13	南郷①地区	谷之口					○		○			
14	南郷②地区	津屋野	変更なし									
15	南郷③地区	上中村		○			○		○		0.1	
16	南郷④地区	目井津、中央町、栄松					○					
17	南郷⑤地区	瀧上下、瀧上中、瀧上上、脇本	○				○	○			0.9	
18	南郷⑥地区	贅波、夫婦浦		○		○			○		0.1	
19	南郷⑦地区	札之尾、上講、中講、下講	○	○	○		○			○	1.9	0.4
20	飫肥①地区	永吉、西ノ村、畔ノ丸、つづら 八重、徳之峯、瀬田尾、倉掛、 中角、大平		○		○	○	○	○		1.2	
21	飫肥②地区	山ノ口、楠原、小川	○	○							2.2	
22	飫肥③地区	山ヶ迫、糺、飛ヶ峯、下板敷、 上板敷					○					
23	酒谷①地区	1区から10区		○	○	○	○				2.9	
24	細田①地区	西寺	○				○	○				
25	細田②地区	仏坂、東下中、川下		○			○		○			
26	細田③地区	上毛吉田、下毛吉田、上方					○					
27	細田④地区	下方、塩鶴、大堂津		○							0.1	
28	細田⑤地区	宿之河内、南平、寺村、仮屋、 茶円、通水		○	○	○	○				1.5	
29	細田⑥地区	上塚田、下塚田				○	○				1.0	
30	鵜戸地区	富士、小目井、宮浦、吹毛井、 小吹毛井、大浦	変更なし									

※ 担い手の名称変更・・・実質的に耕作者の変更がないものの、地域計画の担い手名簿を変更するもの。

（法人化による名称変更や連名で認定農業者の認定を受けているが、地域計画には個人名で位置づけられているため認定農業者の認定に合わせて連名に変更するものなど。）